

令和4年12月27日

子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会 WG(第8回)意見書

2022年12月26日 藤林武史

厚労省が示した資料「資料2 子ども家庭福祉に係る研修の研修課程について(案)」については、修正意見を提出します。修正意見を提出した目的は、虐待ケースのソーシャルワークをどのように分類するか、また、どのような内容とするか、ここに焦点をあてた議論をしておきたいと考えたからです。本WGでも、断片的な意見は交わされていましたが、十分な議論がなされていませんでした。限られた時間なので、口頭で説明するよりは、文字化した叩き台があった方が議論しやすいと考えました。WGで活発な議論を期待します。

科目名	時間	「主な柱だて」との対応関係	到達目標	想定される研修内容の例示	想定される研修内容の例示
下欄 藤林修正点			下欄 藤林修正点		藤林修正点・コメント
15. 子どもの安全確保を目的とした支援	37.5	3.	○ 面接技術を習得し、要支援者が置かれている状況を正しく理解するためのアセスメントを行い、それに基づく支援や支援状況の確認、支援方針の再検討を行う。虐待やネグレクト等の状況下に置かれている子どものアセスメントに当たり、危機管理の視点に立ったリスク評価と子どもの育ちに必要なニーズ把握を適切	①子どもの安全確保を目的とした緊急的対応に関するソーシャルワーク ・ ケースの発見 ・ 通告の受理・調査(立ち入り調査、臨検・捜索を含む) ・ 緊急保護 ・ アセスメント(リスクアセスメント等)、再アセスメント ・ プランニング ・ 支援の実施 ・ モニタリング	①子どもの安全確保を目的とした緊急的対応に関するソーシャルワーク
15. 子どもの安全確保を目的とした緊急対応のソーシャルワーク)					

		<p>に行い、子育て支援サービスの提供や一時保護等の措置等の支援方針につなげる。</p> <p>○ 子どもの権利が侵害されている場合には、子どもの安全確保を目的とした対応や関係機関との協働等について、危機介入の観点から迅速かつ適切に行う。</p> <p>○ 子どもが置かれている状況が重大な危機が迫っている時の、面接技法、調査、アセスメントを行い、迅速的確な行政権限等の行使ができる</p> <p>○ 重大死亡事例等を通して、必要な視点や態度を学ぶ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援の終結と事後評価 ・ アフターケア <p>②行政権限の理解と行使（調査権限や個人情報 の取扱い、家庭裁判所への申立を含む）</p> <p>③子どもの安全確保を目的とした子どもや保護者に対する面接技術（支援者が持つ権力性への自覚を含む）（司法面接を含む）</p> <p>④子どもの安全確保を目的とした子どもや保護者に対する支援のアプローチ（解決志向アプローチ、危機介入アプローチ等）</p> <p>⑤子どもの安全確保を目的とした対応の方法（抵抗や拒絶への理解、子どものトラウマとそのケア）</p> <p>⑥重大事例の検討（死亡事例を含む）</p>	<p>① 行政権限の理解と行使（調査権限や個人情報 の取扱い、家庭裁判所への申立を含む）</p> <p>② インテークとアセスメント（セーフティアセスメント）</p> <p>③ 子どもの安全確保を目的とした子どもや保護者に対する面接技術（支援者が持つ権力性への自覚を含む）（司法面接を含む）</p> <p>④ 子どもの安全確保を目的とし緊急対応の際の抵抗等の理解と対処</p> <p>⑦重大事例の検討（死亡事例を含む）</p> <p><i>*ここでは、子どもの安全に重大な危機が差し迫っている時の緊急対応に限定した科目としてはどうか？</i></p>	
16. 子ども家庭福祉とソーシ	3 ・ 0	3.	○ コミュニケーション能力を高め、面接技術を習	①子どもの安全の維持とウェルビーイングを目的とした子ども・家庭に対する相談支援等	① 子どもの安全とウェルビーイングを目的とした家庭維持のためのソーシ

<p>ヤルワークー1 (虐待予防のための支援等を始めとした、多様なニーズをもつ子どもや家庭への相談支援等やその技術)</p> <p>16. 家庭維持を目的とした子ども家庭ソーシャルワークー</p>	<p>1 2 ・ 0</p>	<p>得する。</p> <p>○ 子どもの自立も含めた長期的な視点を持つ。</p> <p>○子どもの安全に重大な危機が迫っていない際の、子どもの安全維持とウェルビーイングを目的としたソーシャルワークの意義が理解できる</p> <p>○家庭維持・在宅支援におけるケースマネジメントプロセスが理解でき、実践できる</p> <p>○当事者参画を意識した面接が行える。</p> <p>○解決志向アプローチについて基本的な理解が得られ、実践できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケースの発見 ・ インテーク（エンゲージメント） ・ アセスメント（身体的・精神的・社会的な観点からのリスクアセスメントやニーズアセスメント等、ジェノグラム・エコマップの作成を含む）、再アセスメント ・ プランニング ・ 支援の実施 ・ モニタリング ・ 支援の終結と事後評価 ・ アフターケア <p>②子どもや保護者への面接技術</p> <p>③多様なニーズをもつ子どもや家庭への支援（地域の見守りやアウトリーチ等の予防的な支援を含む）のアプローチ（当事者参画、解決志向アプローチ等）</p>	<p>ヤルワーク</p> <p>② ケースマネジメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ケースの発見 ・ インテーク（エンゲージメント） ・ アセスメント（身体的・精神的・社会的な観点からのリスクアセスメントやニーズアセスメント等、ジェノグラム・エコマップの作成を含む）、再アセスメント ・ プランニング ・ 支援の実施 ・ モニタリング ・ 支援の終結と事後評価 ・ アフターケア <p>③ 子どもや保護者に対する面接技術</p> <p>④ 当事者参画を意識した支援技術</p> <p>⑤子どもや保護者に対する支援のアプローチ（解決志向アプローチ等）</p> <p>*ここでは、子どもの安全に重大な危機が差し迫っていない時の、平時のソーシャルワークに限定した科目としてはどうか？</p>
--	----------------------------	---	--	---

<p>17. 子ども家庭福祉とソーシャルワークー3 (組織の運営管理)</p>	<p>1 . 5 4 . 5</p>	<p>3.</p>	<p>① 判断過程においては、個人の常識や組織の環境等の要因により、判断に偏りが生じることを理解する ② 重大なミスを防ぐための安全文化を理解する ③ 組織マネジメントを理解する ④ 組織内のスーパービジョンを理解する ① ⑤ 組織における人材の育成と支援(メンタルヘルス)を理解する</p>	<p>①判断過程における、個人の常識や組織の環境等の要因による判断の偏り ②重大なミスを防ぐための安全文化 ③組織マネジメント ④組織内のスーパービジョン ⑤組織における人材の育成と支援(心理的安全、メンタルヘルス)</p>	<p>① 判断過程における、個人の常識や組織の環境等の要因による判断の偏り ② 重大なミスを防ぐための安全文化 ③ 組織マネジメント ④ 組織内のスーパービジョン ⑤ 組織における人材の育成と支援(心理的安全性、メンタルヘルス)</p>
---	--	-----------	--	--	--